

電磁的記録等に関する指定基準解釈通知（令和3年改正により追加）

基準省令	赤本	沖縄市条例
183条	P450	203条

5 雑則

(1) 電磁的記録について

基準第183条第1項は、指定指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する**書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等**を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。

- ① 電磁的記録による**作成**は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- ② 電磁的記録による**保存**は、以下のいずれかの方法によること。
 - ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
 - イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- ③ その他、基準第183条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。
- ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「**医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス**」及び厚生労働省「**医療情報システムの安全管理に関するガイドライン**」等を遵守すること。

(2) 電磁的方法について

基準第183条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される**交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）**について、**事前に利用者等の承諾を得た上で**、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

- ① 電磁的方法による**交付**は、**基準第3条の7第2項から第6項**までの規定に準じた方法によること。
- ② 電磁的方法による**同意**は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「**押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）**」を参考にすること。

- ③ 電磁的方法による**締結**は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「**押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）**」を参考にすること。
- ④ その他、基準第183条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「**医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス**」及び厚生労働省「**医療情報システムの安全管理に関するガイドライン**」等を遵守すること。

基準第3条の7第2項から第6項まで（沖縄市基準条例第9条）の規定

基準省令	赤本	沖縄市条例
3条の7	P461	9条

※各サービス準用規定あり

第3条の7（内容及び手続きの説明及び同意）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、**利用申込者又はその家族からの申出があった場合**には、第1項の規定による**文書の交付に代えて**、第5項で定めるところにより、**当該利用申込者又はその家族の承諾を得て**、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「**電磁的方法**」という。）**により提供することができる**。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織（注：第4項参照）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込

者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第 4 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第 2 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 2 項各号に規定する方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。